

肢体不自由児者の父母の機関誌

ZSZ No.153 2020.6.20 発行

ほっと

中央情勢報告

緊急要望

令和元年事業活動報告

令和2年事業活動計画概要

令和2年さわやかキャンプ
開催予定表一覧



令和3年予算要望

相談事業

医師学会調査報告

協和「福祉活動」について

事務局名簿



全肢連

一般社団法人 **全国肢体不自由児者父母の会連合会**
National Federation of the Physically Disabled and their Parents Associations, ZENSHIREN

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-36-7 アルテール池袋709 TEL 03(3971)3666 FAX 03(3971)6079

URL: <http://www.zenshiren.or.jp/> E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

URL: <http://www.facebook.com/ZENSHIREN>



全肢連は、障害児の親たちが、互いに助けあい、力をあわせていけるように努力しています。障害児者が1人の人間として、生きがいの持てる地域社会づくりをめざしています。



この冊子は、競輪の補助により作成しました。
<http://hojo.keirin-autorace.or.jp>

2019年 中央情勢報告

(全国会長・事務局長会議)

令和元年度中央情勢へ報告

元号が5月から令和となりました。

内閣府の障害者政策委員会では、「障害者差別解消法の3年後の見直し」と国連の障害者権利委員会による「障害者権利条約の事前審査事項」を中心に精力的に討議し、全肢連理事での河井文東京都肢連会長が委員として参加した。

厚生労働省所管の社会保障審議会障害者部会では、①相談支援専門員研修制度、②障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針と成果目標、③今後の障害福祉サービス等報酬改定向けの討議を傍聴に努めた。厚生労働省障害福祉部長の下に設けられた「障害児施設のある方に関する検討会」に全肢連も参加し、「医療型」と「福祉型」の課題を①発達支援機能、②自立支援機能、③社会的養護機能、④地域支援機能、⑤その他について整理した。

全社協障害団体連絡協議会(障連協)では、地域の方々に障害の理解促進のため2年間にわたって啓発手段を協議し、啓発用パンフレット作成・配布事業に全肢連が座長を務めて参画した。

障害者入所施設の在り方に関する検討会

(厚労省障害福祉部長の諮問)

平成31年2月から WGの4回を含めて8回開催

(報告書より抜粋)

平成26年7月の「今後の障害児支援の在り方について」で担うべき機能として示された①発達支援機能、②自立支援機能、③社会的養護機能、④地域支援機能の4つについて「医療型」と「福祉型」(平成24年に施行された児童福祉法の改正で障害児入所施設が障害の種別ごとに再編された)ごと及び福祉型障害者支援施設の「過齡児問題」(令和3年3月31日までの措置)について議論した。

基本的方向性

1 ウェルビーイングの保障…
家庭的養護の推進

2 最大限の発達の保障…
育ちの支援と合理的配慮

3 専門性の保障…
専門的ケアの強化と専門性の向上

4 質の保障…

運営指針の策定、自己評価・第三者評価等の整備

5 包括的支援の保障…

家族支援、地域支援の強化、切れ目のない支援体制の整備、他施策との連携

福祉型障害者支援施設の「過齡児問題」

障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限(令和3年3月31日まで)をこれ以上延長しない。成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行う。

「医療型」と「福祉型」の課題を①発達支援機能、②自立支援機能、③社会的養護機能、④地域支援機能、⑤その他について整理した。

「医療型」については次の通り。

① 発達支援機能

・医療的ケア児への対応…現在、障害福祉サービスにおける医療的ケア児の判定基準について厚生労働科学研究での研究成果を踏まえ、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する支援を障害児施策だけでなく、その状態にに応じて適切な支援が必要と提言。
・教育と福祉の切れ目のない連携…子どもの一生涯を見据え、子どもの状

態に応じて教育の強化を図ることが重要。今後は、通学できる入所児童にはできるだけ通学できるような環境を整備する必要がある。また、入所児童と地域の子どもが就学前から子ども同士の育ち合いを促進等の観点から交流の機会を増やしていく必要がある。

・家庭的な養育環境の推進…ユニット化等によりケア単位の小規模化の推進。そのため専門性向上を目的とした研修を通して職員の質の向上、孤立化・密室を防ぐための体制強化が必要。家族との関係性が途切れないように外泊や面会等を通して家族とのふれあいの機会を確保するための支援が必要。

② 地域支援機能

・短期入所を活用した支援…家族のレスパイト等を考えたとき、短期入所は欠かせない支援である。特に医療を必要とする障害児は利用できる事業所が地域によっては限られていることから、医療型障害児入所施設が実施する短期入所の役割は大きい。
・短期入所は単に家族のレスパイト利用だけに止まらず、障害児の育ちの保障とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう家族全般のニーズを把握し、サービスをマネ

ジメントする必要がある。

在宅障害児の日常生活を支援する上で通所支援の役割は重要。医療型障害児入所施設は医療・看護・福祉等の機能を有しており、その有するノウハウを障害児とその家族への支援の場として通所支援の機能を保有し、支援の強化につなげる。

子どもと家族のニーズを把握・発見し、個別の課題（生活上の課題）の解決や障害児とその家族が望む生活の実現など個々の場面に応じて、必要な支援を有機的に結び付けるなどソーシャルワーカーの役割と機能は、重要で医療型障害児入所施設が被虐待児の家族をサポートする役割を担っている現状から、家庭復帰する際、ソーシャルワーカーは社会資源の活用や改善までも含めた働きかけ、各専門職による多角的アプローチの総合調整などの中心的役割を担っており、配置等の促進を検討。

医療型・福祉型に共通する課題と今後の方向性

1 契約入所と措置入所の整理

「障害児施設給付費等への支給決定について」（平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害児施設の入所に係る契約

及び措置の適用について」（平成21年11月17日障発1117第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の周知徹底とともに全国の状況についてフォローアップを行い、その状況を継続的に把握・共有する。

2 質の確保・向上

障害児入所施設の運営指針の策定や第三者評価など質の確保・向上を図る仕組みの導入の検討。

各施設で障害児一人ひとりに作成されている入所支援計画の内容と運営指針の内容とが整合性がとれるようにする。

職員配置等の検討では、施設自体が機能を発揮するための適切な配置と子ども一人ひとりの特性に合わせた専門的ケアを提供するための職員配置の検討。

3 権利擁護について

子ども自身が自分の成長を知るための権利を保障するために社会的養護分野で取り組まれている権利ノートなど好事例の収集行う。

4 入所施設間の連携強化について

医療の必要がなくなった児童について医療型入所施設を経営する法人が福祉型の地域小規模障害児入所施設（障害児グループホーム）（仮）を設置すること、児童養護施設を経営する法人が地域小規模障害児入所施

設（障害児グループホーム）（仮）を併設できること、また、障害児通所支援事業が地域小規模障害児入所施設（障害児グループホーム）（仮）の設置等、面的整備や施設間の連携を強化していくことが必要で、更に障害児入所施設がフォスタリング機関となつて、障害児を受け入れる専門里親やファミリーホームなどを支援できるようにしていくことが必要。

5 障害児入所施設の名称変更

名称の検討にあたって、入所という名称も含めて外面的にどのような支援を行っている施設なのか、医療型と福祉型の区別も含めて考慮する必要がある。

6 都道府県・市町村の連携強化

入所児童の退所後の地域生活を支える八紘は主として市町村が担うので、入所の措置権限は都道府県及び指定都市が有していることから両社の連携を図る必要。

社会的養護の議論と合わせ、入所の決定権限を市町村に付与により、入所前から退所後まで市町村が一貫して支援を行う体制の検討。

障害者入所施設の在り方に 関する検討会

全国社会福祉協議会

障害団体連絡協議会 研究検討委員会

― 障害理解への第一歩 ―

障害を知ってもらうことからパンフレットの作成

平成28年・29年度に行つた研修事業より、障害のある方と同じ地域に暮らす住民一人ひとりに対して、障害に対する正しい知識の普及が十分ではなかったことから、さまざまな障害の特徴や障害のある人が日々の生活の中で「困っていること」、そして「こんな助けがある」といふことを整理し多くの人に知っていただくためのパンフレットが必要ということで作成した。本パンフレットが全国各地の自治体や関係機関に共有され、多くの方々へ届き、障害のある人が地域における支え合いの中で共に生き、生きがいや社会的役割を持ち、共生社会の中でより豊かな生活を営むことができるための一助となることに期待。

石橋 吉章

厚生労働省 障害保健福祉関係

主管課長会議資料より

令和2年3月に厚生労働省・障害保健福祉関係主管課長会議資料から次期の障害福祉計画・障害児福祉計画に係る概要を抜粋した。

(1) これまでの議論の経緯等について

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末であることから、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る基本方針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、去る1月17日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承され、パブリックコメント等の手続きを経た上で、基本方針が告示される予定となっています。

(2) 基本方針の見直しのポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

○入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活支援により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続する

ことができるような体制を確保することを基本指針に記載する。

【福祉施設から一般就労への移行等】

○「一般就労への移行」における就労以降支援事業の取組みを更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型について事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。

○就労支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定することとする。

○その他、次の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
・高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援

につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取組み】

○引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保とともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取組むことについて、基本指針に記載する。

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

○児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。

○障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。

○保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること
○特別な支援が必要な障害児に対する

支援体制の整備に関して、

・重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要がある、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること。

・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を指針とする必要があることを基本指針に記載する。

【障害福祉サービス等の質の向上】

○近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加すること。

(3) 成果目標に関すること

相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービスの質の向上について新たな成果目標を設定する。

【施設入所者の地域生活への移行】

○現在の基本指針では
・平成28年度末時点の施設入所者数の

9%以上が令和2年度末までに地域生活に移行することを基本とする。

・平成28年度末時点の施設入所者数を令和2年度末までに2%以上削減することを基本とする。

○次期基本指針では、基準となる時点を平成28年度末時点から令和元年度へ変更するとともに、障害者の重度化・高齢化の状況等を踏まえて、令和5年度末における成果目標の設定を次の通りとする。

・施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【地域生活支援拠点等有する機能の充実】(項目の見直し)

○現在の基本指針では、

・令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1を整備することを基本とする。

○次期指針では、現行の成果目標を維持しつつ、令和5年度末における成果目標の設定を次の通りとする。

・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【福祉施設から一般就労への移行】(項目の見直し)

○就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1・26倍以上を目指すこととする。

【障害児支援の提供体制の整備等】(項目の見直し)

○現在の基本指針では、

・令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であつても差し支えない。

・令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

・令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であつても差し支えない。

・医療的ケア児が適切な支援を受けら

れるように、令和元年度末までに、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であつても差し支えない。

○次期指針では、障害児支援の提供体制の整備等について、令和5年度末における成果目標の設定を次の通りとする。

①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

④令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

⑤医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る

ための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【相談支援体制の充実・強化等】(新規)

○相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組みを着実に進めていく観点から、次の成果目標を設定する。

・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【障害福祉サービス等の質の向上】(新規)

○各都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するため、次の通り成果目標を設定する。

・令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築することを基本とする。

学習指導要領の改訂の要点について

はじめに

学習指導要領が果たす役割や改訂の要点について解説するとともに、「社会に開かれた教育課程」の趣旨を踏まえ、学校関係者のみならず、保護者や関係者の方々にも、分かりやすく述べることをとする。

1 学習指導要領と教育課程について

学習指導要領は、ほぼ10年ごとに改訂され、特別支援学校における教育について一定の水準を確保するために、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準を文部科学大臣が定めたものである。

教育課程は、各学校が学習指導要領を含む法令等を踏まえ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を考慮し教師の創意工夫を加え、学校の特色を生かして編成するものである。

したがって、各特別支援学校で編成する教育課程は、教育目標の実現を目指す各教科等（国語、社会、算数・数学などの教科の他、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の時間）を選択・組織し、児童生徒の心身の発達に応じ、各教科等の指導に必要な時間（授業時数）を定めて、総合的に組織した各学校の教育計画であり、教育活動の中核として最も重要な役割を担うものとなる。

2 学習指導要領の改訂の基本方針

今回の改訂においては、「社会に開かれた教育課程」の実現、「育成を目指す資質・能力」の明確化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、「各学校におけるカリキュラム・マネジメント」の推進など、中等教育全体（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の理念と改善・充実の方向性を重視し改善した。また、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、「学びの連続性を重視した対応」、「一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実」、「自立と社会参加に向けた充実」の観点から改善を図った。

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要な資質・能力の育成と学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の力を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

育成すべき資質・能力の三つの柱



学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力、人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力、判断力、表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

特に、スライドで示したように、新しい時代に必要となる資質・能力の三つの柱の育成をバランスよく実現することが重要となる。これらの資質・能力を育成するためには、カリキュラム・マネジメントの視点から、「何を学ぶか」という教育の内容と「どのように学ぶか」を重視しつつ、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」とを併せて重視する必要がある。こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要となる。

前述したように、「何ができるようになるか」という観点から、各教科等で育成を目指す資質・能力をわかりやすく示すとともに、各教科等で学ぶ内容を明確化することは、教師の指導だけではなく、児童生徒自身の学びにとっても大切なことである。

そのため、今回の改訂では、育成を目指す資質・能力の要素を資質・能力の三つの柱として、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」で整理した。

また、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になっ

ているという認識が示され、学校教育法第30条第2項に示された学力の三要素の議論を出発点としながら、育成を目指す資質・能力について検討した。

これらの議論を踏まえ、学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素が、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で整理した。

おわりに

肢体不自由特別支援学校に在籍する重複障害のある児童生徒の増加とその障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加なども見られ、特別支援学級を含め、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が求められている。

また、重複障害者については、一人一人の障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きかったりする。そのため、各学校では、学校医等を含めた関係する教職員によって検討する機会を設けるなどして、適切な指導内容・方法を追究している。

詳しくは文部科学省のウェブサイトを、又は「学習指導要領周知・広報ツール」で検索。

2021年度心身障害者に関する予算要望

重点要望

(早期に検討、改正を要する項目)

障害基礎年金・特別障害手当

- ・施設入所者、在宅障害者の障害福祉サービスによる生活設計は、家族の老後生活費を削り最低限の生活を営んでいます。一人の独立した人間として、健康で文化的な生活を営める最低限度の生活を営むことができるように保障してください。

在宅医療、訪問看護等

- ・「医療的ケア児総合支援事業」として、医療的ケアが必要な障害児者等が地域で在宅生活を補完するコーディネーターの養成とその配置が進められるようになりましたが、いまだ十分でなく早急に取り組むよう各都道府県(政令市を含む)に指導してください。

災害時避難行動要支援者の個別支援計画

- ・(新)改正災害対策基本法で「要支援者名簿」の作成が地方自治体に義務付けられましたが、その避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針では、平時においてこの名簿の公開を希望した方の避難時の「個別支援計画」の作成を「望ましい」としてはいますが「義務」に改め、個別支援計画作成の取組を進めてください。

新型コロナウイルス感染症対策

- ・(新)新型コロナウイルスは世界的に蔓延して大きな問題であり長期戦になります。障害者の緊急時の対応について地震や水害時等の自然災害による避難だけでなく、今回のような感染症においても施設や在宅の障害者が保護される対策を考慮してください。

厚生労働省

〔重度心身障害者(医療的ケアを含む)の24時間を支える〕

グループホームの建設・運営(支援員の確保を含む)

(新)重度重複障害者(医療的ケアの方を含む)が利用できるグループホームの設置を障害福祉計画に明示するようにしてください。

短期入所(ショートステイ)等の必要な施設整備

(新)重症児施設間の連携が必要不可欠であり、医療的ケア児等コーディネーターを保健所に配置するなどの対応をしてください。

(新)医療的ケア児者等に対応できるメデイカルショートやレスパイト入院ができる病院、医師が常駐できる医療型療育センターを整備してください。

医療一般

・医療的ケア等を必要とする障害児者の在宅生活を支援するため介護事業所及び介護従事者の負担の軽減を図って、特定医療行為業務を実施できる事業所の設置を障害福祉計画に位置付けてください。

・「小児の在宅医療にかかる研修」が医

師会等医療関係団体参画のもと全国で開催されるように、国からの実施指導強化を図ってください。

(新) 障害児者の医療の必要性は生涯にわたります。18歳に達するとそれままで継続医療を受けていた障害児専門病院から地域病院への移行を勧められます。まだまだ安心して地域に移行できる状況ではありません。地域への移行を丁寧に進めていただけるよう、障害保健福祉圏域に障害児者拠点病院の設置をしてください。

(新) 新型コロナウイルスは世界的に蔓延して大きな問題であり長期戦になります。障害者の緊急時の対応について地震や水害時等の自然災害による避難だけでなく、今回のような感染症においても施設や在宅の障害者が保護される対策を考慮してください。

報酬・人材

(新) 医療的ケアの必要な重症心身障害児者の日中活動の場には看護師の配置が必要ですが、障害程度区分には医療度（医療的ケア）が反映されていないこともあり、現状の報酬単価では看護師の配置が厳しいことから、医療度に応じた加算を充実してください。

(新) 障害者の通所事業所における職

員数確保と学校教育と同等の障害者の特性を生かせる支援者の人材育成を含めて改善をしてください。

学校現場で先生方から受ける支援の内容、質、量と卒業後の事業所などで受けられる支援との間に差が大きすぎて、本人の生活の幅は急に狭められてしまっていると感じられます。卒業後の長い時間を豊かに過ごせるように本人の持つ潜在能力を引き出せる支援者の役割は大きいです。

【地域で安心して健全な生活ができる】

障害基礎年金・特別障害手当

・施設入所者、在宅障害者の障害福祉サービスによる生活設計は、家族の老後生活費を削り最低限の生活を営んでいます。一人の独立した人間として、健康で文化的な生活を営める最低限度の生が営むことのできるように保障してください。

国庫負担基準

・居室サービス使用を申請しても国庫負担基準の上限設定のため、地方自治体の財政負担が生じ、居室サービスの利用抑制につながり、地域間格差が生じている実態から国庫負担基準の上限設定を外してください。

【移動支援の利用について】

通勤・通学での利用について

・一法律一制度でありながら移動支援制度は「個別給付」と「地域生活支援事業」の二本立てで行われているため利用者の個別の実情が反映できにくく、移動支援の目的が生かされていない。

地域の実情を反映させるのではなく、全国一律のもと利用者の個別の実情に反映させるべきであり、移動支援を個別給付としてください。

(新) 肢体不自由児者が車を購入して利用するとき車改装の補助制度があるが沖縄は電車などの交通機関がなく、他府県と比べて車での移動手段は、日常生活をする上で重要な役割を担っている。

沖縄県における補助金の十分な配慮が必要であることを認め、補助制度の拡充をしてください。

(新) 重度訪問介護の支援範囲に通学学習を含む）や通勤を加えてください。

【養護学校（特別支援学校）卒業後の就労の場及び日常生活の場の整備】

肢体不自由児者の特性に配慮した事業所の在り方

(新) 地域生活支援拠点整備事業は令和

2年度末頃までに整備することになり全国的に進められています。しかし内容はかなり地域格差が生じているため、事業内容のあるべき事例を示すなどで具体的な推進対策を立ててください。

(新) 障害者の生活や就労を支援する障害福祉サービス運営事業者による国の給付費の不正受給が2014～2018年の5年間で約26億34万円もあったということが全国自治体調査で判明しています。中には営利優先の株式会社や事業者など福祉の理念を取り違えている事業者も散見され、当事者としては看過できません。障害福祉サービス運営事業者の業務監査、第三者評価受任等が各自治体で丁寧に履行されるよう指導及び支援をしてください。

【地域生活支援拠点等の整備】

拠点整備のソフト面以上に地域で障害児者を支える資源・機能の充実が未だ不十分

・現在、地域生活支援拠点等の整備で「拠点等の必要な機能」で「医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等を支援困難な障害児者として機能整備することとなっていることを各自治体に周知し、必要な支援

を図って下さい。

・65歳に達した障害者のサービス利用計画に携わる相談支援事業所に対して、個々の障害者の状況に応じて障害者総合福祉サービスに基づくサービスが提供できることの周知と徹底を図ってください。

医療的ケアを要する障害児者のサービス利用は十分か

(新)医療的ケア児者(人工呼吸器使用を含む)の地域生活を支援するためには、医療型介護施設(旧重症心身障害児施設)、療育センターを必要とする自治体の障害保健福祉圏域に設置することを義務付けてください。

在宅の医療的ケア児は年々増加しており、特に人工呼吸器を装着している医療的ケア児の数はこの10年で10倍と増え続けています。支援する施設整備の設置計画は全くありません。しかしながら、現状でも療育センターの成人の通所部門では定員をはるかに超え通所日数の制限をされ在宅生活を余儀なくされています。特別支援学校では呼吸器装着の児童生徒も親の付き添いなしに通学が可能になるようにガイドラインの見直しがされましたが、卒後の進路先には全くない状況です。呼吸器装着などの濃厚な医療的ケアは医師の常

駐がない福祉型生活介護施設での通所は受け入れることができません。

(新)重度障害者、特に医療的ケアが必要な障害者は現在の共同生活援助の事業内容では生活するには困難が多く、重症心身障害児者入所施設を望む声が多くあります。東京都では、待機者が数百人規模となっており、入所施設が空くまで、短期入所を転々としながら待っている者も多々あります。一律に地域移行を促すだけではなく、重度障害者、特に医療的ケアが必要な障害者が生涯にわたり安心して生活できるように入所施設等を適切に配置するよう都道府県に指導すると共に、予算措置をしてください。

【重度障害者等包括支援】

十分に使えているか

(新)国が、障害者が「地域で暮らす」方針を打ち出して久しくなりました。グループホームも増えてきました。しかし、自分の生まれた「住み慣れた地域で暮らしたい」思いの障害者も大勢います。その為に一人暮らしやシェアハウス等の選択肢もあることも否めません。しかし、現在のサービス支給量制度では障害者の自立生活を支えるには不十分であり、また、

地域格差があるのも現実です。特に重度訪問の地域格差をなくすための制度(県、市町村)への予算を拡充してください。

【障害児者に対する重層的な地域支援の体制整備について】

障害福祉計画・障害児計画

(新)障害福祉計画等の作成にあたって、利用実績の積み上げによる数値に将来に必要な支援量を織り込んで計画し、障害福祉サービスの利用に支障をきたさないようにしてください。

【相談支援事業について】

相談支援事業について

(新)福祉サービスを受けるための計画相談支援専門員が全国に足りず、セルフプランに頼っている。計画相談支援専門員不足の課題の解決を図り、セルフプランで作成するサービス等利用計画を減らすように努めてください。

(新)平時において要援護者名簿の開示を承諾した当事者の避難に関する「個別支援計画」を「サービス等利用計画」を活用し避難等の事項を記載できるようにしてください。

(新)障害児者の地域生活を支援・維持するために必要なあらゆる情報を、たとえ新たな支援事業者であっても瞬時に把握し情報収集できるようにし、質の高い支援が全国のどの地域でもスムーズに行われるようにしてください。

【在宅医療、訪問看護等について】

・「医療的ケア児総合支援事業」として、医療的ケアが必要な障害児者等が地域で在宅生活を補完するコールドネーターの養成とその配置が進められるようになりましたが、まだまだ十分でなく早急に取り組むよう各都道府県(政令市を含む)に指導してください。(再掲)

(新)障害者総合支援法の介護給付の訪問系サービスとして、訪問対象地に居室に限定しない訪問看護サービスを創設してください。

医療や介護保険でも、医療的ケアを要する児者が訪問看護の提供を受けることができるのは居室、看護師の配置のない福祉サービス事業所に限定されており、その他の場所や移動中には利用できず家族の負担だけのため、社会参加を阻むものとなっています。

文部科学省

〔インクルーシブ教育〕

心身障害児理解の教育について

・特別支援学校の施設開放と障害スポーツコーディネーター配置を図り、障害者スポーツの普及推進に取り組んでください。

(新) 支援学校の充実のみならず、インクルーシブ教育を充実し、健常児者との交流・障害理解促進を図ってください。

(新) インクルーシブ教育の実現に向け、市町村での特別支援学級が設置され、子どもたちが生活する地域の学校で、地域の友達と学ぶことができるよう、更に地域教育委員会の指導強化を図ってください。

・医師を目指す学生が医療的ケア等の必要な重度心身障害者やその家族と接する機会が得られる仕組み（医学部卒業までに必要な単位にするなど）を構築してください。

医療的ケアの教育について

(新) 医師を目指す学生が医療的ケア等の必要な重度心身障害者やその家族と接する機会が得られるようなカリキュラム（医学部卒業までに必要な単位にするなど）を構築してください。

さい。

国土交通省

バリアフリー

・震災時等で公立学校施設等は、避難所に位置付けられています。多目的トイレを国庫補助事業で早急に設置してください。トイレに設置するベッドは、国土交通省省令「障害者用トイレへ大人用介護ベッドと姿勢保持用の背もたれの設置」に基づく仕様にしてください。

・省令「障害者用トイレへ大人用介護ベッドと姿勢保持用の背もたれの設置」の「大人用介護ベッドにいての」設置数で建物内に複数の車いす障害者用便房や多機能便房を設置する場合には、そのうちの1以上は大型ベッド付き便房とすることと改めてください。

(新) 交通車両のバリアフリー化を交通事業者の義務とするよう合理的配慮として義務化にしてください。

(新) 公共交通機関に採用する自動運転システム設計に車いす利用者の安全配慮を合理的配慮として設計してください。

〔減災対策、防災訓練参加における合理的配慮〕

災害時避難行動要支援者の個別支援計画

(新) 改正災害対策基本法で「要支援者名簿」の作成が地方自治体に義務付けられましたが、その避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針では、平時においてこの名簿の公開を希望した方の避難時の「個別支援計画」の作成を「望ましい」としていますが「義務」に改め、個別支援計画作成の取組を進めてください。(再掲)

仮設住宅

・災害救助法で定められている仮設住宅の標準基準をバリアフリー仕様で規定し供給できるようにしてください。

減災対策

(新) 国のガイドラインでは災害時に住民や支援団体に福祉避難所の情報を周知するよう求めています。しかし、周知されないために避難しない人も多いのが実態です。また、福祉避難所を開設しない自治体もあります。福祉避難所を開設することと、その周知を徹底するよう働きかけてくだ

さい。

(新) 「個別支援計画」作成を相談支援の一つとして障害児者福祉制度の中で取り組み、障害児者の地域生活にともつともふさわしい特定された福祉避難所等（電源の必要な障害児者にとつては、電源確保が可能な避難所）への避難についても計画の中で明らかにしてください。

(新) 医療的ケアの必要な障害児者にとつては、停電は命取りとなることから、災害等による停電対策として、日常生活用具の制度の中で全市町村が人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器、インバータ含む）を給付できるようにするとともに、避難先確保ができない場合、災害時に自宅での避難生活を可能にするために、蓄電池設置の補助を追加してください。

一般社団法人

全国肢体不自由者父母の会連合会

全国的な新型コロナウイルス感染症対策で4月7日7都府県、4月16日に全国に緊急事態宣言がだされ、5月14日に39県が解除、5月25日にすべてが解除となりました。今後も、第2波3波に対し警戒を必要としておりますが、この間、全国の会員から全肢連に対し衛生材料の不足（人工呼吸器に使う器具部品、精製水、消毒用アルコール、マスク、滅菌不織布ガーゼ）などの安定的な確保、休校の影響で療育・訓練ができなかった。障害福祉サービス事業所の自粛・休業で行き場を失い健康状態や精神面にも大きな不安が続いた。これらの実態を都道府県肢連調査を行い、長期間の在宅にも対応できる医療的ケア・福祉サービスの在り方について、国や自治体が障害福祉計画に盛り込み緊急事態に即応できるよう具体的に要請してまいります。

全肢連は、全国会員の要望をまとめ、国に対し以下の要望を提出いたしました。

令和2年5月1日

厚生労働大臣 様
文部科学大臣 様

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
(公印省略)

会長 清水 誠 一
副会長 石橋 吉章
副会長 植松 潤治

「新型コロナウイルス感染対策における障害児者への適切な配慮に関する要望」

日頃、当会に対し多大なるご支援賜わりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染が国内に広がる中、3月2日一斉休校が求められ、地域によっては5月末まで子供たちは学校に通えず自宅で学習を強いられています。また、4月7日には7都府県に、20日には全国を対象とした「緊急事態宣言」が発出され、全国民挙げて感染対策に取り組んでいます。しかし、今日現在感染の勢いは止まらず障害のある子どもらの行き場のない生活にも限界を来し、子どもたちの健康・精神状態、そしてそれを支える家族に大いなる疲弊が見受けられるようになっていきます。

それにも増して特に重症患者の治療に対して医療崩壊の危険があるとの報道を聞きます。医療従事者の間で「誰に人工呼吸器を配分するべきか」というルール作りのための議論が始まっていることに、私たち障害児者並びにそれを支える家族は大変な危機感を抱いています。優生思想につながる障害を理由とした命の選別があってはなりません。このような選別が推進されることがないようにしてください。

そのために、以下の対応と支援を国及び自治体において大至急、確実に行っていただきますよう要望致します。

記

1. いかなる状況においても第三者による命の選別を行わないこと
2. 重症化に対応できるよう人工呼吸器の増産と確保
3. 重症者のための集中治療室の増設（増床）
4. 医療的ケアを必要とする児者や難病患者への感染予防対策上、必要とする物資（消毒用アルコール、マスク、防護服など）の確保と確実な配給
5. 医療的ケアを必要とする児者や難病患者への感染予防対策上、必要とする物資（消毒用アルコール、マスク）の確実な配給（かかりつけ薬局などでの受け取り）
6. 医療的ケアを必要とする児者や難病患者が常時必要とする衛生材料の確保と確実な配給（人工呼吸器に使う精製水、消毒用アルコール、マスク、滅菌不織布ガーゼなど）
7. 長引く休校・障害者通所施設の休業・短期入所の閉鎖等に伴う在宅生活での介護支援体制の確保
8. 感染者の医療、看護、介護にあたる人々の報酬上の評価
9. 感染者の医療、看護、介護にあたる人々とその家族の安全安心のための保障（保育を必要とされる乳幼児保護体制、感染した時の保障等）
10. 感染者の医療、看護、介護にあたる人々の心のケア（PTSDに近い症状が報告されています）体制の確保
11. 長引く休校に伴う在宅学習での閉塞・孤立感を軽減するために定期的なICTを用いた家庭面談等、特別支援教育に特化した在宅学習環境の整備
12. 長引く休校に伴う在宅学習での閉塞・孤立感を軽減するために特別支援学校の臨機応変な開放と分散当校

以上

2019年度 事業活動報告

(主要事項のみ抜粋)

平成31年、令和元年(2019年)

4月

10日	全肢連平成30年度事業・会計監査①	全肢連事務局
11日	第1回全肢連理事会	東京在宅サービス会議室
13～14日	九州ブロック連絡協議会会長会議	小郡市九州ブロック事務局
20日	「わ」136号発行	
22日	内閣府 第43回障害者政策委員	中央合同庁舎8号館
25日	全肢連平成30年度事業・会計監査②	全肢連事務局

5月

8日	第3回障害児入所施設の在り方に関する検討会 日本肢体不自由児協会第38回美術展第1回運営委員会	中央合同庁舎第4号館 日本肢体不自由児協会
15日	茨城県「ゆめ国体」つくば市実行委員会・総会	つくば市役所
18日	全肢連平成31年度2回理事会 全肢連平成31年度通常総会	IKE・Biz 第3会議室 IKE・Biz 多目的ホール
24日	全社協・障連協 第1回協議員総会 日本肢体不自由児協会第1回理事会	全国社会福祉協議会会議室 日本肢体不自由児協会

6月

3日	内閣府 第44回障害者政策委員	中央合同庁舎8号館
6日	2019年李富鉄税理士事務所主催スプリングパーティー	テレビ神奈川
8～9日	第54回東海北陸ブロック大会岐阜大会	大垣フォーラムホテル
18日	はげみの編集委員会	日本肢体不自由児協会
20日	いずみ150号発行	
21日	日本肢体不自由児協会定時評議員会	日本肢体不自由児協会
24日	全国心身障害児福祉財団定時評議員会	全国財団会議室
24日	厚生労働省 第94回障害者部会	ベルサール秋葉原
26日	第4回障害児入所施設の在り方に関する検討会	中央労働委員会会館
27日	内閣府 第45回障害者政策委員	中央合同庁舎8号館
29日	第56回関東甲信越ブロック大会千葉大会	東京ベイ幕張ホール

7月

7日	北海道道北ブロック研修大会	旭川市 北海道療育園
8日	2020年度予算要望ヒアリング	参議院会館
10日	茨城県「ゆめ国体」特別支援学校協力要請	茨城県内・特別支援学校

13日	第54回近畿ブロック大会奈良大会	奈良県社会福祉総合センター
27日	第4回「共に生きる社会」を考える2019神奈川集会	横浜健康福祉総合センター

8月

9日	第1回障害児入所施設の在り方に関する検討会	医療型ワーキンググループ
20日	わ137号発行	
24日	まつりつくば2019（つくば祭りに参加）	つくば駅周辺
28日	第2回障害児入所施設の在り方に関する検討会	医療型ワーキンググループ

9月

4日	北海道道央ブロック研修大会	札幌市 札幌市身体障害者福祉センター
7～8日	東海北陸ブロック指導者育成セミナー（岐阜県）	高山文化会館
13日	第3回障害児入所施設の在り方に関する検討会医療型ワーキンググループ	厚生労働省
14日	全肢連令和元年度第3回理事会	ホテル華の湯
14～15日	第52回全国大会福島大会	〃
17日	北海道道南ブロック研修大会	室蘭市 室蘭市民会館

10月

3日	平成30年度全社協福祉懇談会	全社協・灘尾ホール
6～7日	北海道ブロック指導者育成セミナー（札幌市）	かでの2.7
12日	第50回中国四国ブロック大会愛媛大会	メルパルク松山
13日	茨城「ゆめ国体」ハンドアーチェリー競技会	台風19号で中止
16日	第5回障害児入所施設の在り方に関する検討会	厚生労働省
17日	内閣府 第46回障害者政策委員	中央合同庁舎8号館
19～20日	東北ブロック指導者育成セミナー（福島県）	飯坂ホテル聚楽
20日	わ138号発行	
23日	全国心身障害児福祉財団父母連絡会議	全国財団会議室
23～24日	関東甲信越ブロック指導者育成セミナー（新潟県）	ANAクラウンプラザホテル新潟
25日	厚生労働省 第95回障害者部会	ベルサール半蔵門
	第1回医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業	みずほ情報総研㈱
26～27日	九州ブロック指導者育成セミナー（熊本県）	アークホテル熊本城前

11月

6日	フライングスター贈呈式	愛媛県・障害者支援施設スマイル
8日	フライングスター贈呈式	福岡県・（一社）みらい福祉会
11日	第4回障害児入所施設の在り方に関する検討会医療型ワーキンググループ	厚生労働省
12日	東京肢体不自由児者父母の会連合会創立60周年大会	目黒 雅叙園
13日	第11回和やかレクリエーション	サンシャイン水族館
	フライングスター贈呈式	愛知県・ひかりワークス風鈴
14日	内閣府 第47回障害者政策委員	中央合同庁舎8号館
16日	関東甲信越ブロック第3回会長・事務局長会議	高崎イーストセンタービル

16～17日	第35回九州ブロック大会沖縄大会	ユインチホテル南城
18日	第2回医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業	みずほ情報総研(株)
19日	フライングスター贈呈式	茨城県・ハピネス東海
21日	フライングスター贈呈式	佐賀県・(一社)あまね
25日	厚生労働省 第96回障害者部会	ベルサール秋葉原
30～1日	中国四国ブロック指導者育成セミナー(広島県)	広島市総合福祉センター

12月

3～9日	令和元年度障害者週間	
7～8日	近畿ブロック指導者育成セミナー(京都府)	ホテルビナリオ嵯峨嵐山
8日	北海道道東ブロック研修大会	帯広市 とかちプラザ
12日	李富鉄税理士事務所主催クリスマスパーティ 第38回肢体不自由児・者の美術展 内閣府 第48回障害者政策委員	横浜インターコンチネンタルホテル 東京芸術劇場 中央合同庁舎8号館
16日	厚生労働省 第97回障害者部会	ベルサール飯田橋
18日	第6回障害児入所施設の在り方に関する検討会	厚生労働省
20日	いずみ152号発行	
23日	第3回医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業	みずほ情報総研(株)
27日	仕事納め	

1月

6日	仕事始め	
17日	厚生労働省 第98回障害者部会	ベルサール飯田橋
20日	第4回医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業	みずほ情報総研(株)
22日	国立障害者リハビリテーションセンター創立40周年記念式典	国立障害者リハビリテーションセンター
24日	第7回障害児入所施設の在り方に関する検討会	中央労働委員会会館
27日	内閣府 第49回障害者政策委員	中央合同庁舎8号館
28日	第6回地域での支え合いに関する研究会	全社協

2月

13日	療育ハンドブック45集発行	
14日	全肢連連を元年度第4回理事会	IKE・Biz 第2会議室
17日	令和元年度厚生労働大臣表彰	中央合同庁舎第5号館
20日	わ139号発行	
21日	内閣府 第50回障害者政策委員	中央合同庁舎8号館
22～23日	東海北陸ブロック会長会議	ホテル金沢
29日	九州ブロック新春例会	小郡市・九州ブロック事務局

3月

新型コロナウイルス感染対策で、中央省庁、都道府県肢連で不要不急の事業は延期または中止を余儀なくされ、全肢連事務局も時差出勤、テレワークの体制で行っております。

令和2年度事業計画 《概要》

事業計画の基本方針

令和2年度も継続事業の着実な実行と新規事業の研究、様々なツールを活用した情報収集と発信。助成事業の活用と関係団体や企業とのコラボレーション事業など、一般社団法人として事業全体の強化と充実を図る。

具体的には「1、肢体不自由児者が地域で普通に暮らすことができる環境をつくる事業」、「2、肢体不自由児者福祉に関する社会的啓発事業」、「3、支部父母の会育成強化に関する知識の普及と助成事業」、「4、肢体不自由児者と家族の生活の質を高める事業」の4事業を柱に実施する。(現時点で中止する事業が数多くあります)

事業1

肢体不自由児者が地域で普通に暮らすことができる環境をつくる事業

1. 趣旨(目的)

全国の会員から出された意見・要望を集約して、政策提言を行うとともに、肢体不自由児者が地域で普通に暮らすことができる環境をつくることを目的とする。

2. 事業(内容、方法等)

全国大会並びブロック大会の開催

全国的な意見の集約、地域の現況把握から地域間の制度に対する取り組みの違いを検証し肢体不自由児者が地域で普通に暮らすことへの確認等を行う場として全国大会・ブロック大会を開催する。本年は全国大会が残念ながら中止となりましたが、九州ブロックでテーマとして取り組んできた項目について報告する予定です。ブロック大会も同様に中止となる大会が決まっております。市町村単位や単会で行う事業が実施されるときは全肢連にご相談ください。

※寄せられた意見提言は全国会員が共有できるようにホームページ「響き」を充実・活用する。

総会、理事会、研修会など各種会議の開催。関係諸団体との連携

本年度総会、理事会等、各種会議は開催することが厳しい環境となりましたが、地域の情報の集約は大切です。それら情報を積極的に収集・提供を行うとともに、各種学びの中から知識の研鑽、意見集約を行い情報の提供を続け地域父母の会の活性化に繋げていく。

①総会・理事会の開催

- ・通常総会(全国会長・事務局長会議) 中止
- ・第1回理事会 中止
- ・第2回理事会 中止
- ・第3回理事会9月 東京都内 予定
- ・第4回理事会令和3年2月 予定

②各種会議の開催

未定

事業2

肢体不自由児者福祉に関する社会的啓発事業

1. 趣旨(目的)

肢体不自由児者福祉に関する社会的啓発のため、様々な媒体を通して公益性を高める広報事業や印刷物の出版等を行う。合わせて肢体不自由児者の社会参加を促すためのふれあいの輪を広げるキャンペーン事業を行う。

2. 事業(内容、方法等)

①機関誌、広報誌、指導誌等の発行

- ・機関紙「いずみ」 (年2回)
- ・情報誌「全肢連だより『わ』」 (年2回)
- ・指導誌「療育ハンドブック」 (年1回)
- ・全肢連情報 (月2回)

②インターネットによる情報の集散

- ・全肢連ホームページ「響(ひびき)」
- ・都道府県肢連ページの拡充・充実

ふれあいの輪を広げるキャンペーン
ふれあいの輪を広げるキャンペーン支援学校、在宅者、施設入所者を対象に「グラフィックアート・コンテスト」を実施し、入賞に対して表彰を行う。

◇第39回グラフィックアート・コンテストの開催

- ・テーマ「Smile! ～幸せな時間～」
- ・募集期間 4月29日(水)～8月31日(月)
- ・募集作品
- ・第1部 コンピュータアート部門
- ・第2部 デジタル写真部門
- ・第3部 書道部門
- ・応募資格 障害児者とその家族、関係者

事業3

地区支部父母の会育成強化に関する知識の普及と助成事業

1. 趣旨(目的)

地区父母の会の育成、活性化を図り知識の普及と助成のため事業を行う。

2. 事業(内容、方法等)

地区父母の会で実施する療育事業等への助成

地域の肢体不自由児者・父母の会の発展と障害者福祉の向上に寄与し、地域住民の障害者に対する理解、支援の輪を広げることにより、社会基盤の整備に貢献する事を目的に、以下の事業を展開するとともに助成を行う。

① さわやかレクリエーションの実施

・ 事業の目的
さわやかレクリエーション&キャンプ事業は、「ふれあいの輪を広げるキャンペーン」の一環事業として障害児者とその家族が地域住民やボランティアなどとの交流を深め、父母の会の活性化と障害児者の社会参加活動となる事業として、日本コカ・コーラ(株)の協力により、コカ・コーラシステムから支援をいただき、療育事業として助成されてきた。

・ 助成対象者

都道府県肢連(支部、地区父母の会を含む)但し県肢連を通して申請)が実施する行事や事業。

・ 実施対象期間

2020年5月から2021年1月の期間内に実施する事業

・ 助成対象内容《助成対象件数79件》

◆ スポーツ芸術活動への参画

◆ 地域住民と考える様々な災害への備え(自助・共助への取組みの推進)

◆ レジャー活動、会員間の親睦、レクリエーション、外出の機会

・ 助成限度額

助成金は総事業予算の75%以内かつ、7万円が助成限度額。

② 療育キャンプの実施

地域父母の会を対象に、全国6カ所にて療育キャンプ事業を助成する。

(JKA・財団助成申請中)

日帰り JKA2カ所(確定)

1泊2日 JKA2カ所(確定)

財団2カ所(未定)

③ 地域指導者研修会の開催

JKA補助事業「地域指導者育成セミナー」を実施、助成する。

④ 障害児者と家族の生活相談事業

財団補助事業「入所・在宅など生活相談」を実施、助成する。(未定)

⑤ 重度障害者対応共同生活援助体制の調査

・ 日本財団助成事業「重度障害者(医療的ケア含む)」が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる住まいの在り方について全国的に実態調査を進めグループホーム等の設置促進をはかる。

・ 生活調査、シンポジウム開催を行いますので、是非ご参加ください。

⑥ アステラス製薬 2020年度フラ

イングスター基金「車いす搬送自動車」

・ 寄贈車輛

普通車輛3台、軽車輛1台

事業4

肢体不自由児者と家族の生活の質を高める事業

1. 趣旨(目的)

肢体不自由児者の福祉増進を目的として、その目的を達成するために公益性のある必要な事業を実施する。

2. 事業(内容、方法等)

生活の質を高める各種事業

在宅を余儀なくされる障害者やその家族のために、生活の質の向上、社会参加の一助となり、生きがいのある充実した生活を営む目標となるよう、コロナ情勢下で可能な限り各種イベント等への招待事業を企画、実行するとともに、それを支えるボランティアや支援者の育成を図る。

各種招待イベント事業

① チャリティ・パーティの開催

・ 李富鉄税理士事務所主催クリスマスパーティ

② 和やかレクリエーション@サンシャ

イン水族館(関東県肢連事業、FVジャパン事業)実施(未確定)

③ 「障害者の芸術文化活動を指導する

全国ネットワーク」(構成26団体)による、障害者の文化芸術活動に参画するとともに、全国7ブロックで企画する芸術フェスティバルに参加し各種事業に参加する。

④ コカ・コーラ社とのコラボレーション事業

県肢連研修会と併せコカ・コーラ工場視察、各都道府県肢連総会や研修会等で活動費の大きな基盤でもある自動販売機設置促進をはかる。

令和2年 さわやかレクリエーション開催予定一覧表

令和2年6月1日現在

県名	開催予定日	事業名	会場名	一般参加受入可否		
				可		不可
				無料	有料	
徳島県	5月17日～3月14日	ホームページとオンラインコミュニケーションでつながる仲間事業	ホスト：連合会会長宅 各自自宅	○		
大阪府	6月4日	第7回ふれあいスポーツ・レクリエーション大会	ファイブプラザ大阪			○
福島県	6月7日	親子スポーツ大会	いわきサン・アビリティーズ	○		
京都府	6月17日	京都市行政との懇談会	京都テルサ			○
大分県	7月25日	親子ふれあいボウリング大会	杉乃井ボウル	○		
栃木県	7月27日～28日	社会参加事業	秋保温泉 ホテルきよ水		○	
大阪府	8月4日	親・家族交流会「福祉と医療の連携」事例報告と交流会	アートホテル大阪ベイタワー			○
鹿児島県	8月5日～7日	姿勢ケア夏の集中訓練&ボウリング大会	鹿児島養護学校	○		
岡山県	8月9日	ポッチャ体験	くらしき健康福祉プラザ			○
和歌山県	8月28日～29日	令和2年度障害者親子の集い	ホテル&リゾート和歌山みなべ		○	
東京都	9月11日	第7回障害当事者ととともに考える地域防災のすすめ	松が谷福祉会館 第1会議室	○		
大阪府	9月11日	夏期レクリエーション	大阪市舞洲障害者スポーツセンター			○
東京都	9月12日	都立永福学園在校生保護者との学習会・交流会	都立永福学園		○	
神奈川県	9月12日～13日	第5回関東さわやかポッチャ大会	障害者スポーツ文化センター 横浜ラポールアリーナ		○	
福井県	9月13日	福井の宝を再発見 恐竜博物館と奥越巡り	福井県立恐竜博物館			○
千葉県	9月中旬～12月中旬	新会員歓迎会	創作料理 かくれん房		○	
鳥取県	9月26日～27日	療育乗馬体験学習事業	大山乗馬センター・シャトーおかだ		○	
東京都	9月27日	日帰りバス旅行	ムーミンバレーパーク・サイボクハム		○	
千葉県	10月1日～2月28日	生きて避難所にたどりつこう	にじと風	○		
山梨県	10月3日	甲府市心身障害児者野外療育訓練事業	山中湖花の都公園ハイランドリゾートホテル		○	
長野県	10月3日	バス旅行「松本を知ろう」	松本市美術館			○
岡山県	10月4日	乗馬『ホースセラピー体験』	大山乗馬センター		○	
広島県	10月4日	会員交流会（日帰り旅行）	境港（水木しげるロード）			○
神奈川県	10月6日	会員交流 日帰りバス旅行『マザー牧場』	千葉県 マザー牧場		○	
奈良県	10月10日	バラスポーツ『ポッチャ』を楽しもう	奈良県営福祉パーク 多目的運動広場	○		
愛知県	10月11日	ホースセラピー体験会	ピッコロファーム		○	
愛知県	10月11日	野外例会（父母の会日帰りバス旅行）	リトルワールド			○
東京都	10月15日～16日	一泊研修旅行による障害児者への社会体験と介助者の育成	きぬ川スパホテル三日月			○
大阪府	10月17日	日帰りレクリエーション	大塚国際美術館		○	
福島県	10月17日	オリジナルの陶器を作ろう～秋の陶芸会～	西郷村高齢者生活支援センター		○	
石川県	10月18日	ボウリングでリフレッシュ！	ラウンドワンスタジアム金沢店	○		
徳島県	10月18日～11月22日	Online 第5回バリフリBOX 事業	徳島文理大学人間生活学部メディアセンター	○		
香川県	10月23日	保護者バス旅行 絵付け体験	高松養護学校			○
東京都	10月24日	日帰り研修旅行	マクセルアクアパーク品川			○
宮城県	10月24日	復興地 気仙沼をたずねて	気仙沼 海の市		○	
茨城県	10月25日	屋外活動及び会食懇談会体験事業	長沼りんご園・中国家庭料理 福来軒		○	
秋田県	10月31日	父母の会お楽しみ会	秋田市育明会 デイサービスセンター「ふきのとう」	○		

県名	開催予定日	事業名	会場名	一般参加受入可否		
				可		不可
				無料	有料	
福島県	10月31日	地域住民とのレクリエーション	須賀川市民交流センター	○		
沖縄県	10月下旬	バーベキュー交流会	サンセットビーチ			
神奈川県	11月1日～1月31日	日帰りバス旅行「果実狩り」	神奈川県内または近隣県の果樹園		○	
熊本県	11月1日～30日	ステンシルにチャレンジしよう	NPO法人あゆみ	○		
奈良県	11月5日	日帰りバス旅行 淡路ワールドパーク ONOKOROへ	淡路ワールドパーク ONOKORO		○	
神奈川県	11月8日	日帰りバスツアー	伊豆方面(伊豆三津シーパラダイス他)			○
長野県	11月13日	研修会	ご焼楽			○
三重県	11月15日	日帰りバス旅行による交流会	未定(名古屋方面)		○	
神奈川県	11月21日	みかん狩り	竜和園		○	
大阪府	11月28日	秋のお楽しみ会	岸和田市立総合福祉センター	○		
愛知県	12月1日	クリスマス会	ふれあいセンター		○	
兵庫県	12月2日	さわやかレクリエーションルミナリエ鑑賞	神戸市東遊園地			○
山形県	12月5日	クリスマス会	山形市総合福祉センター			○
石川県	12月6日	本人部会クリスマス会	ANAクラウンプラザホテル金沢		○	
北海道	12月6日	クリスマス会	旭川障害者福祉センター体育館			○
島根県	12月6日	会員・家族・地域・ボランティアとの交流事業	サンラポーむらくも		○	
長野県	12月6日	サンタさんと楽しいクリスマス会	信州松本美ヶ原温泉 翔峰		○	
大分県	12月12日	クリスマス会	大分身体障害者福祉センター	○		
愛知県	12月12日	父母の会東三河難病ネットクリスマス会	豊橋市障害者福祉会館さくらピア		○	
静岡県	12月12日	クリスマス会	ふれあい作業所			○
北海道	12月13日	クリスマス会	札幌市立北翔養護学校体育館		○	
宮崎県	12月13日	第8回日南申間肢体不自由児・者父母の会クリスマス会	日南市都市農村交流センター		○	
茨城県	12月13日	クリスマス会	古河市福祉センター「健康の駅」		○	
石川県	12月19日	からーずのクリスマス交流会	ANAクラウンプラザホテル金沢			○
山口県	12月19日	クリスマス会(会員親睦会)	長門市物産観光センター		○	
愛知県	12月20日	東三河ブロック父母の会合同クリスマス会	豊橋総合福祉センター「あいトピア」多目的ホール			○
愛知県	12月20日	一宮市肢体不自由児者父母の会クリスマス会	一宮市尾西生涯学習センター	○		
岐阜県	12月20日	さわやかレクリエーション事業	世界淡水魚園水族館アクアトトぎふ			○
神奈川県	12月20日	クリスマス会(ハンドアーチャーでの交流活動)	多摩川の里身体障害者福祉会館		○	
愛媛県	12月26日	令和2年度クリスマス会	ホテルメルパルク松山		○	
広島県	12月26日	クリスマス会	広島市心身障害者福祉センター	○		
沖縄県	1月中旬	新年会	東洋飯店北谷店			
北海道	1月17日	新年交流会	ホテル函館ロイヤル		○	
奈良県	1月23日	リハビリ落語とエアリハで心と身体を動かそう	なら100年会館 小ホール		○	
石川県	1月24日	あいほーむの新年交流会	ホテル金沢			○
大阪府	1月27日	訪問診療についての研修と情報交換会	パパ・ヘミングウェイ		○	
香川県	1月31日	サヌキロックンロールサーカス	高松 国分寺ホール		○	
沖縄県	3月初旬	講演会	西原町社会福祉センター			
愛知県	未定	東三B療育キャンプ	三河湾ヒルズホテル		○	
愛知県	未定	愛肢連西尾張ブロック連協野外療育キャンプ	中部国際空港「フライト・オブ・ドリームス」			
愛知県	未定	愛肢連西尾張ブロック連協合同大運動会	一宮市総合体育館 いちい信金アリーナ	○		
愛知県	未定	西三河ブロック療育キャンプ	豊田 フォレストヒルズ			○

令和元年度 国庫補助事業 「相談事業」報告

全肢連では、社会福祉法人全国心身障害児福祉財団の委託を受けて、国庫補助事業として、療育キャンプや保護者研修会、相談事業を行っている。

令和元年度「相談事業」では、7道府県肢連・26名の協力を得て、開催日数120日、延べ464名・559件の相談に応じている。

相談事業は、面談や文書（メール含む）、電話等で行われ、相談内容は、施設入所等生活の場について、生活、教育、医療、職業等様々な日頃の生活の悩みが寄せられている。相談内容の概要（一部抜粋）は以下の通りである。その他にも補装具や報酬単価、ボランティア等について、様々な相談が寄せられている。全肢連では、寄せられた相談内容を事業完了報告として提出するとともに、予算要算作成時の参考資料にさせていただきます。



相談内容概要

【将来】

- 親亡き後が不安。
- 障害者年金だけでは生活できない。
- 親の高齢化で在宅生活が困難。地域で暮らすための金銭面、生活支援、社会資源が圧倒的に不足している。
- 二次障害など将来が不安。
- 親が介護負担から解放されるような社会づくりを望む。

【相談】

- 地域生活支援拠点の整備が進まず、福祉施設やサービスの相談窓口も少ない。相談できる場所がない。
- 相談専門員の知識が低い。本人の生活に寄り添った計画ができない。
- 相談支援員が忙しすぎて電話での聞き取りのみで問題解決しない。

【サービス】

- ショートステイ（特に小児、重心、医療的ケア）が少ない。

- ショートステイを緊急時に利用できない。

- 地域は事業所が少ないうえ、閉鎖等で益々減っている。
- 重度心身障害児者に対応できる介護事業所が少ない。重度訪問サービス、日中一時支援が利用できない。
- 医療的ケアのある施設（生活介護）が少ない。
- ヘルパー利用時間が不足している。

- 必要なだけ支援してほしい。
- 就業中の公費でのヘルパー利用を認めてほしい。
- 65歳で一律に介護保険へ移行、サービス水準の低下がないように一人ひとりに必要なサービスの提供を保障して欲しい。
- 同性介護を望む。

- 病院は原則付き添いが求められる。短時間でも支援してほしい。
- 施設入所でも在宅と同じりハビリ等のサービスを受けたい。
- 20歳過ぎるとりハビリ（PT、OT）終了となる。実費のため医療保険の対象にしてほしい。

- 訪問と居室の入浴サービスは併用できない。訪問入浴回数は少なく、実費は負担が大きい。
- 入所後も紙おむつの支給をお願いしたい。

【生活の場】

- 入所施設がない。特に重心の入所施設を増やしてほしい。

- 重度障害者支援の共同生活援助施設（グループホーム）拡充を望む。
- 小規模で医療的ケア、栄養管理・訪問医療できるグループホームを増やしてほしい。

- 親子で入所できる、障害者・高齢者分けて入れる施設がほしい。
- 親子でともにケアを受けられるグループホーム希望。
- 短期入所からはじめ、施設に本人が慣れ、スタッフに意志を理解してもらって移行期間を設けてほしい。
- 長期入院の場合は施設に戻れない。
- グループホームで生活しているが、加齢による体力低下や医療面で難しい問題が起こった時にどのような対応になるの不安。

- 入所、通所ともに3障害受け入れに移行してきている。障害特性が違うので、本人たちの生活の安定に支障が出るのではないかと不安。
- 家賃補助を拡充してほしい。
- 年金だけではグループホーム等の費用が賄えない。
- 市営住宅に入れない。バリアフリーの単身者は数も少ない。

【医療】

- 成育医療が18歳で終診。在宅診療の移行先がない。子どもの頃から通う病院にそのまま通いたい。
- 地域では障害者専門の医療機関が少ない。障害を理解し対応できる医師・看護師の充実を切に望む。
- 重心を総合的に診察、診療する病院（医療的ケア含む）が少なく、緊急時に診療してもらえない。
- 歯科診療で治療ができる歯科医が少ない。全身麻酔等リスクが心配。

【療育】

- 小学までは療育センターがあるが、中学以降は何もない。
- 療育をもっと増やしてほしい。
- 支援学級に入学予定。教育相談前に準備等を相談したい。
- 地元普通学校に入学希望。授業のサポート体制や設備面の要望等を相談したい。
- 就学奨励費助成について支援学校により対象要件の説明が異なる。
- 車いすの新規オーダーの間隔が長く、成長の変化に対応できていない。
- 医ケアの児童は長期休暇の時に使える社会資源が限られる。

【就労・卒業後の進路】

- 卒業後の進路選択が少ない。
- 正規就労に就けないことが不安。
- B型事業所は比較があるが、A型は少なく感じる。

【移動】

- 生活に自家用車が必要。親は高齢になっても免許返上ができない。
- 介護タクシーは高価。補助の拡充を願いたい。
- 移動支援の利用は限定されている。柔軟に使えるようにしてほしい。
- 施設入所者は移動支援が使えない。
- 送迎付きの生活介護がない。
- 通学、通勤、通所に移動支援を認めしてほしい。
- 通学や通勤に重度訪問介護を認めてほしい。
- 医療的ケアがあり通学バス利用ができない。
- ETCカードで本人カードが必要と言われた。収入のない本人カードの作成は難しい。
- ETC障害者割引を届で以外の車輜でも使えるようにしてほしい。手帳で判断してほしい。
- 地域のバスや電車に一部割引が無い。無料化または割引きして欲しい。

【後見制度】

- 後見制度について知りたい。
- 制度を資産の無い人は利用できないのが実情。国からの費用の補助拡充を望む。
- 後見人との関係悪化等、様々な問題を相談できる窓口と速やかに柔軟な対応を望む。

【バリアフリー】

- 外出先トイレのユニバーサルベッドの普及を望む。
- 地元の特急列車等は車いす利用ができない。在来線でも車輜によって利用しづらい。
- ATMは車いすでは画面が見えず利用できない。
- ユニバーサルタクシーに乗車拒否された。
- 電動車いすを利用したいが、電動は車に乗せられない。
- リフト付きの車輜を購入したいが補助制度がない。
- 電動車いすで移動。歩道の段差、穴・溝が危険。歩道整備をお願いしたい。
- リムジンバスのバリアフリー車輜の普及が遅れている。
- 地方は公共交通機関の移動が困難。段差解消、エレベーターの普及を望む。

【災害】

- 大規模災害時の救護・救援の体勢の早期確立と情報提供対応を望む。
- 家庭での避難、町内会との連携、水害などのハザードマップ等の研修を望む。
- 電源の確保や自助努力ができること等の研修を望む。
- 災害発生時に問題なく避難できるか心配。障害者だけの避難訓練も考える必要がある。
- 災害時の移動方法がなく不安。
- 福祉避難所が不足している。
- 福祉避難所に直接行けない。一般の方と一緒に過ごせない。
- 災害時避難所に連れていくことは絶対にできない。

【人材】

- ヘルパー不足で利用できる事業所が少ないうえ、地域では事業所の閉所もある。
- 介助者の処遇改善が必要。定着せずスキルが上がらない。
- 障害のことがわかる看護師が不足している。障害をはじめ、福祉について実地研修できる機会をつくってほしい。

(宮澤)

「大災害時障害者歯科医療保健に関するアンケート」

全肢連アンケート協力についての報告

実施期間：令和2年2月18日～3月16日

実施対象：47都道府県肢連

全肢連では、大規模災害時における障害児者の歯科医療保健に関する現状とニーズを把握するため、一般社団法人日本障害者歯科学会「大災害時障害者歯科医療保健に関するアンケート」に協力した。

日本障害者歯科学会では、大規模災害発生時に被災した障害児者の口腔保健に関わる不利益を最小限にするために、災害時に対応できる体制づくりに関する検討会「災害対策委員会」を設置している。

今回のアンケートは、検討会の基礎資料とするため、全肢連だけでなく、一般社団法人日本自閉症協会、全国手をつなぐ育成会連合会、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る親の会連合会の4団体も協力している。

アンケート結果は、日本障害者歯科学会が取りまとめ公表される予定。

全肢連では47都道府県肢連を対象にアンケートを依頼し、38都道府県肢連より回答いただいた。

ご協力いただいた各肢連に感謝申し上げますとともに、アンケート結果を下記の通り報告する。

日本障害者歯科学会

<http://www.kokuhoken.or.jp>

「大災害時障害者歯科医療保健に関するアンケート」結果

回答肢連 38都道府県肢連 (回答率 80.85%)

※兵庫県肢連は地域10父母の会より回答あり
以下、分母を47で報告する

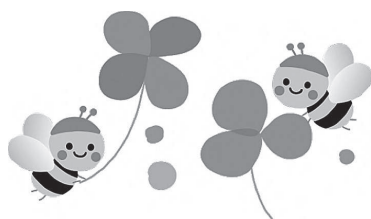
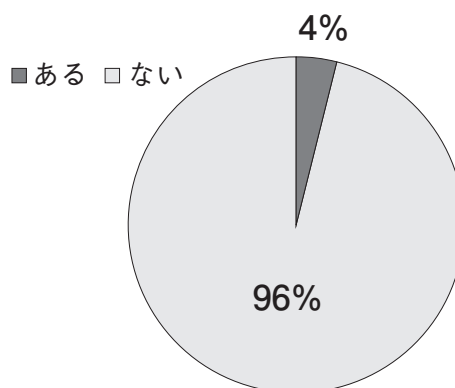
I 皆様の会における災害対策について教えてください

① 災害対策マニュアルはありますか

ある 2肢連

ない 45肢連

- 会のマニュアルはないが、障害福祉課、危機管理課などが作成するマニュアルの検討に参画
- 会の運営する障害福祉事業所にはある



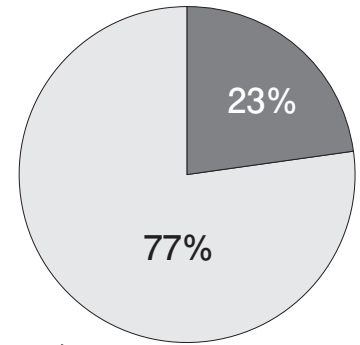
② 災害時の他機関・組織との協力体制はありますか

ある 11 肢連

【協力機関・組織】

地域父母の会ごとに各行政、学校、施設、NPO 等と協力
 肢体不自由児協会、社会福祉協議会、障害者福祉協議会
 市区町村障害福祉課、危機管理課
 災害時避難行動要支援者名簿を通じて地元自治会

ない 36 肢連



■ある □ない

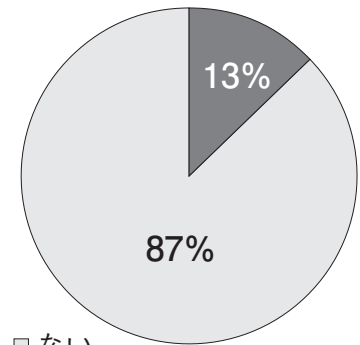
③ 災害時の医療機関との協力体制はありますか

ある 6 肢連

【協力機関・組織】

地域ごとに異なり、会では把握していない
 医療的ケアのある方に限り市民病院
 (社福) 滋賀県障害児協会、東西部島根医療福祉センター
 徳島赤十字ひのみね総合療育センター

ない 41 肢連



■ある □ない

④ 会員の方の個別避難計画は策定されていますか

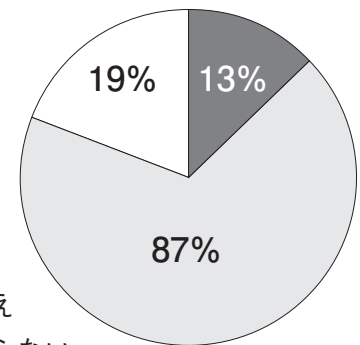
はい 6 肢連

【策定率】

市区町村によりかなり差がある
 県肢連把握も 10%~60%

いいえ 32 肢連

わからない 9 肢連



■はい
 □いいえ
 □わからない

II 皆様の会と地域の歯科医療機関とのつながりについて教えてください

① 皆様の地域で会員の方が利用される障害のある方専門の歯科医療機関はありますか

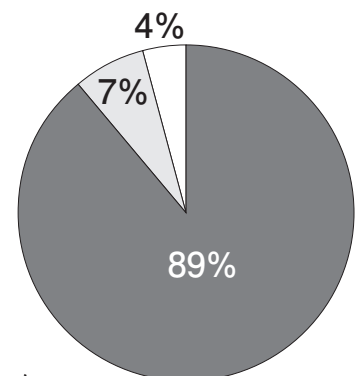
ある 42 肢連

【地域の障害者歯科医療機関名】

北海道障がい者歯科医療協力医が各地に所在
 歯科医師会、大学病院、口腔保健センター
 歯科医療センター、総合療育センター、歯科診療所
 こども医療療育センター、保健福祉センター 等

ない 3 肢連

わからない 9 肢連



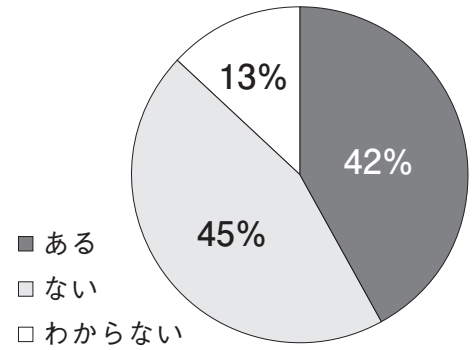
■ある
 □ない
 □わからない

② 皆様の会と障害のある方専門の歯科医療機関とのつながりはありますか

- ある 20 肢連
 - ア) 利用する会員からの情報を得ている 16 肢連
 - イ) 情報交換会や会議などで意見交換などを行っている 2 肢連
 - ウ) その他 2 肢連

会の運営する障害福祉事業所で歯科診療を実施
本会の主催するイベントに毎年参画している

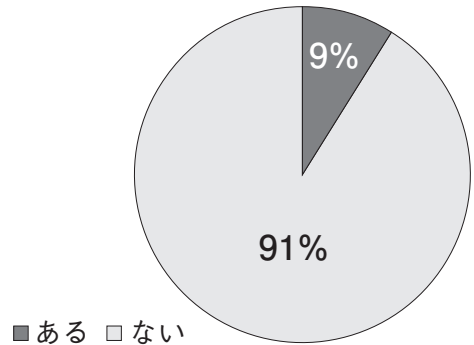
- ない 21 肢連
- わからない 9 肢連



③ 災害時の歯科医療や歯科保健について話し合うことはありますか

- ある 4 肢連
 - ア) 定期的に会で話し合っている 0 肢連
 - イ) 話題にはするがその時のみ 4 肢連
 - ウ) その他 0 肢連

- ない 43 肢連



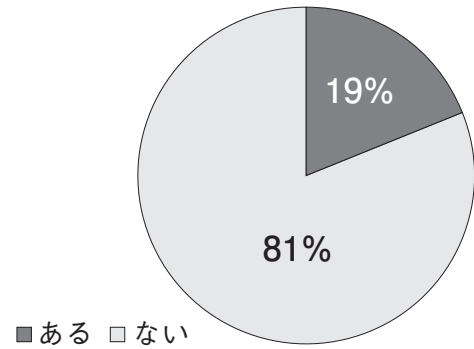
④ 皆様の地域で災害時の歯科保健・医療に関する研修会が開催されたことはありますか

- ある 9 肢連
 - ア) 参加した内容は 2 肢連

広島口腔保健センター見学
歯科衛生士やPT、STとの連携で口腔ケア補助具作成 等

- イ) 参加しなかった 7 肢連

- ない 38 肢連

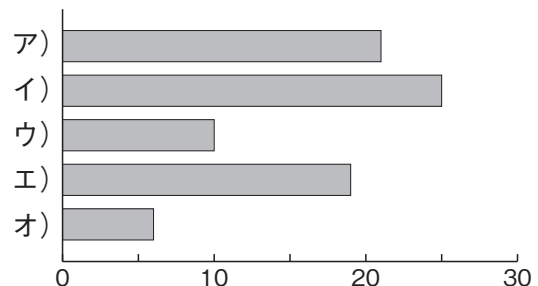
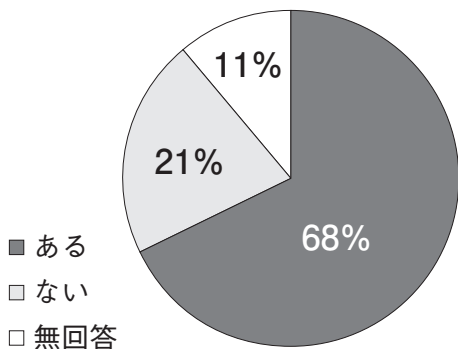


⑤ 皆様の地域で会員の方が、歯科保健・医療に関して困っていることはありますか

- ある (複数回答可) 32 肢連
- ない 10 肢連
- 無回答 5 肢連

【ある (複数回答) 結果 32 肢連】

- ア) 専門の歯科医療機関がない・少ない 21 肢連
- イ) 地域で診てもらえるところがない・少ない 25 肢連
- ウ) 十分な治療が受けられない 10 肢連
- エ) 通院に時間がかかる 19 肢連
- オ) その他 6 肢連



オ) その他

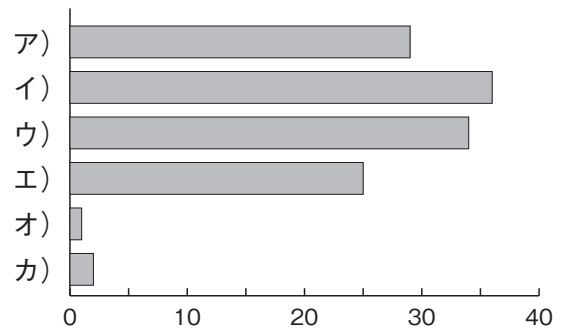
整備が整う、受け入れ可能な医療機関が少ない。遠方で通うのが大変。
 混んでいて予約が取りづらい。半年先になることもある。
 歯科麻酔をして治療することへの不安がある。
 全身麻酔での治療ができない。麻酔の技術が低い。
 訪問歯科を利用したい。訪問歯科が少ない
 歯の健康教育が充分とはいえない

Ⅲ 災害時の会員の方の歯科保健・医療に関するお考えをお聞かせください

① 災害時に会員の方の歯や口のことで心配されることは何ですか（複数回答可）

- ア) 誤嚥性肺炎が心配 29 肢連
- イ) 食べられるものが限られるため食べ物の確保 36 肢連
- ウ) 環境の変化の中で口腔ケア ※1ができるか 34 肢連
- エ) 口腔ケアや食事介補等介助者の確保 25 肢連
- オ) その他 1 肢連
- カ) 心配することは特にない 2 肢連

胃ろうの方のケアの確保

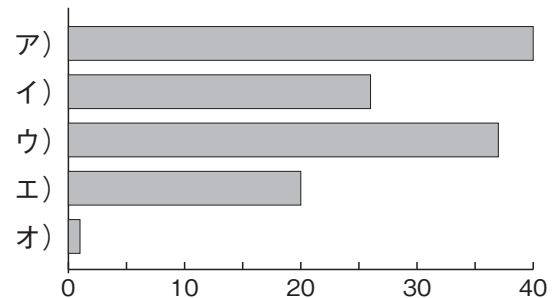


※1 口腔ケアとは、歯と口の疾病予防や健康の保持増進、リハビリテーションにより、生活の質の向上をめざした歯みがきや口腔機能訓練などの技術のことです（新潟市生涯歯科保健計画より一部引用）。

② 災害時に会員の方やそのご家族に必要と思われる歯科情報は何か（複数回答可）

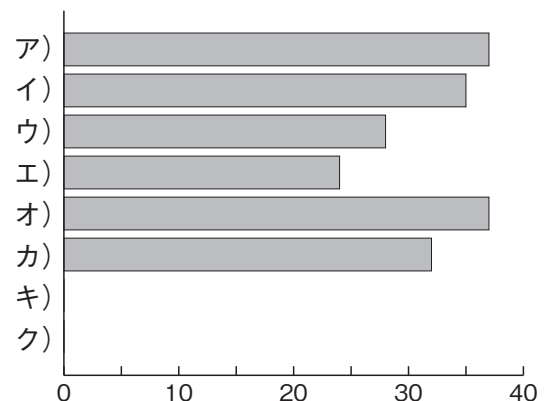
- ア) 歯科応急処置を受けられる場所の情報 40 肢連
- イ) 歯科用品提供の情報 26 肢連
- ウ) 水がない時の口腔ケアの仕方 37 肢連
- エ) かかりつけ歯科医の情報 20 肢連
- オ) その他 1 肢連

障害者に対応できる歯科医師の情報



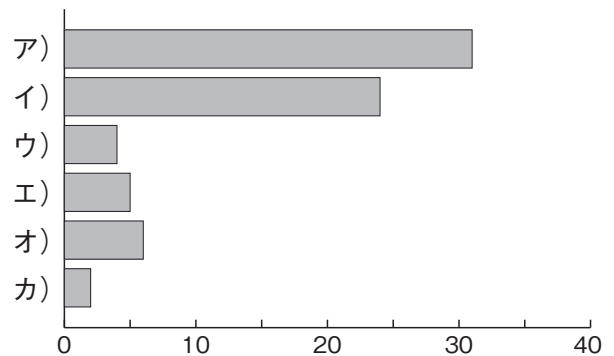
③ 災害時に会員の方やご家族に必要と思われる歯科支援は何か（複数回答可）

- ア) (福祉) 避難所等への口腔ケア支援 37 肢連
- イ) 在宅避難者への口腔ケア支援 35 肢連
- ウ) (福祉) 避難所等への食事介助支援 28 肢連
- エ) 在宅避難者への食事介助支援 24 肢連
- オ) 口腔ケア用品の提供 37 肢連
- カ) (福祉) 避難所等への巡回歯科診療 32 肢連
- キ) その他 0 肢連
- ク) 特に必要ない 0 肢連



④ 災害時に歯や口のことで困ったときに相談するのはどこですか

ア) かかりつけ歯科医	31 肢連
イ) 地域の障害者歯科センター	24 肢連
ウ) 歯科医師会	4 肢連
エ) 保健所	5 肢連
オ) その他	6 肢連



市区町村行政窓口
 会員同士の意見（情報交換）
 地域の保健センター
 障害者歯科センター
 どこに相談して良いか分からない。

カ) 特になし 2 肢連

⑤ 災害時の歯科保健・医療についてご意見がありましたら、ぜひ教えてください（抜粋）

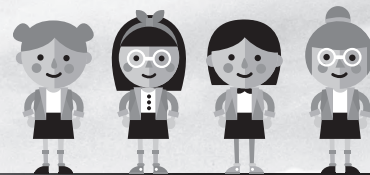
- 12歳児の虫歯数ランキングで、全国平均0.99本に対して宮城県では1.1本、一番少ない新潟県で0.4本。これは家庭でももちろんのこと学校等での指導の賜物とされます。災害時でも日頃の習慣ができるように妊婦、乳幼児の検診のうちから口腔ケアの大切さを徹底していくことが健康維持につながると思います。
- 災害時には避難場所への避難など命を守ることが優先で、歯科について二の次になっていました。食事は生活の基本であり、非日常の生活が長期化すれば口腔ケアはより重要になります。口腔ケアをしないと全身の病気にも繋がると聞いたこともあります。意識を高めていきたい。
- 災害時に対応してもらえる診療所や体制情報を地域の保健センターや市政だよりなどで常日頃から告知してほしい。
- 災害時だけではなく、普段から障害児者の歯科診療を受けられる場所は少ない。居住地の歯科医院での診療や訪問歯科の充実等歯科医療体制の構築をお願いしたい。
- かかりつけ医しか診察を受けさせない子どもも多いため、障害特性を理解したうえで、診察が受けられるようなところが増えると良いと思う。
- 災害時、診療を受けられない時の歯や口の手入れ方法、水がなくても簡単に手入れする方法等を教えていただきたい。
- ユニバーサル歯科診療所が開設されることを受けて研修会が開催されました。今後、災害時対応も行政と話し合っていきたいと思っています。
- 口腔に対しての管理意識は高く、検診、治療と定期的に診察しています。一方では残念ながら災害時の歯科保健・医療については、問題意識が浅く、この機会において初めて話し合いました。
- 災害時、相談できるところをマップ等で知らせていただきたい。
- 障害が重いほど歯科口腔管理が難しい。体調にも影響をおよぼす重要なことですが、一方とかく歯は命にかかわることだと思われがちで、災害時など緊急時には支援がおきざりになりかねない。日頃から地域で安心できる治療体制の確立がまず必要であり、災害時にもその技術の伝達機能が活かされるようでありたい。本県でもイベントのたびに、全身麻酔治療を受けられる場所と技術の確保を求め続けています。
- フッ素を活用した虫歯予防策を周知してほしい。
 フッ素の入った歯磨きを使い、水で口をゆすぐさい、フッ素を残す磨き方の周知
- 日頃からの啓発やつながりが大切だと思います。
 本県では、年3回の障害者団体と歯科医師会で会議を行っています。また、年1回障害者のためのデンタルフェアを開催しています。

(宮澤)

障がい児用のオーダーランドセル「ふわりいオーダーメイドUランドセル」をはじめ福祉貢献活動に尽力している「株式会社 協和」は、『ふわりい基金』を通じ、全肢連の事業に対し20年の長きにわたりご支援をいただいています。

この度、若松秀夫代表に支援活動について寄稿いただきました。

「ふわりい基金」の関係者の皆様に紙面より心から感謝申し上げます。



障がい児用ランドセルの誕生

株式会社協和 代表 若松 秀夫

今まで自分が知らなかったことを知るようになるには、何かのきっかけが必要で、そして、そのきっかけから、気が生まれ、知識へと導いてくれることになりました。そこには、世界に対する新しい認識が用意されています。私たち、協和の社員がこの認識へとたどり着くきっかけとなったのは、他ならぬ自分たちが作っているランドセルでした。

以前から、もっと軽いランドセルはないか、という消費者の声を耳にすることがありました。私たちは、子ども達のために、どのメーカーよりも軽く使いやすいランドセルを作ることを目指しています。

それでも、もっと軽いランドセルが欲しいという人は、何故そんなことを言うのでしょうか？お話しを伺っていると、お子さんに障がいがあって、量産されているランドセルでは重すぎるし、使い勝手が悪いという事がわかってきました。毎年10数万個のランドセルを作っている、それらは障がいのない子ども達を暗黙の前提にしている、世の中には障がいのある子ども達もいるんだ、という事を、考えてもみなかったのです。こんな当り前のことに今更気付いて、大変に恥ずかしい思いをしました。

そこで、日本にはどのくらいの障がいを持つ子ども達がいる、どんな障がいかを調べてみることにしました。それが判らなければ、障がい児用のランドセルを開発することもできません。当時の厚生省や文部省、その他思いつく限りの役所などに問い合わせしてみましたが、有効な情報は全くと言っていいほど得られませんでした。

厚生省のある団体では、何故ランドセルメーカーがそんなことを調べているのかと、逆に質問され、ランドセルは、障がいのある子も含めたすべての子ども達にとって生活の一部であり、大切な教材と考えているからだと言えると、教材なら文部省に問い合わせしてくれ、などという始末です。

そんな悪戦苦闘が続く中で、偶然にも、全国肢体不自由児者父母の会連合会という団体を見つけました。早速連絡を取ってみると、そこは支部だったので、電話に出られた方は、ランドセルメーカーが障がい児の問題に関心を持っていることに、大変感激され、本部の上野事務局長へ連絡を取るよう親切に教えて下さいました。そこからは、まさにとんとん拍子に話が進みました。

セル開発の方向性が見えてきました。1999年のことでした。翌年には、会員のお子さん2名に、モニターとして試作品を使って頂き、沢山の貴重な意見を頂くことができました。こうして生まれたのが「障がい児用ふわりいUランドセル」です。

発売したその年には、200名ものお子さんから注文を頂きました。今まで、無理だとあきらめていたのに、ランドセルを背負って小学校に行けるなんて、夢のようだと、皆さん大変喜んで頂きました。これまでに7千人近い障がいを持つお子さんのランドセルを作ることができました。20年前に全肢連の皆さんとの出会いがなかったら、不可能なことでした。

障がい児用のランドセルがきっかけとなって、世の中には障がいのある子ども達もランドセルを必要としている、という事に気が付き、障がいのある子も、無子も、みんな元気な一年生という、新しい認識へと導いてくれました。このような仕事に携われることは、ランドセルメーカーにとってもこの上もない喜びであり、誇りでもあります。それを可能にして頂いた全肢連の皆さんには、心からの感謝を申し上げます。これからも、全肢連の応援団として、精一杯の支援を送り続けます。

全肢連と「ふわりい障害児用オーダーメイドランドセル」の歩み

株式会社協和社について

◆事業内容

製造卸 鞆総合メーカー

◆業態および取り扱い商品

ランドセル、トラベルバッグ、ビジネスバッグ、メンズバッグ、レディースバッグ、スクールバッグなど その他財布、小物にいたるまでを扱う、鞆の総合メーカーです。

◆当社の鞆づくり

創業72年を迎える鞆総合メーカー。

日本で初めてクラリーノをランドセルの素材に採用。千葉県野田市にあるランドセル専用工場において、すでに60年以上に亘りランドセルを作り続けております。

ランドセルをメインとしながら、当社はその他にも鞆類全般の企画製造販売を行っています。安心、安全、快適に使用でき、さらに「元気の出るかばんづくり」をモットーに、皆様に喜んでいただける商品作りを目指しています。

◆当社がこれまでにいただいた賞

2011年 全肢連より感謝状をいただく

2013年 全肢連より感謝状をいただく

第4回「日本でいちばん大切にしたい会社」審査委員会特別賞受賞

2015年 第13回「勇気ある経営大賞」奨励賞受賞

2016年 第21回「千葉県元気印企業大賞」千葉県知事賞（大賞）受賞

2017年 第34回「優秀経営者顕彰」特別賞受賞

2020年 第10回「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞（厚生労働大臣賞）受賞

◆ランドセル支援活動への取り組み

当社のランドセル支援活動団体「ふわりい基金」では、2011年に発生した東日本大震災以来、毎年発生する激甚災害の被災地へ向けランドセル支援を行っております。

被災地へ向けたランドセル支援の他、経済的支援の必要なご家庭のお子様にも行っております。

◆「全肢連」以外への福祉貢献活動

- ・先天性四肢障害児父母の会（2016年～）
- ・東京藝術大学主催「障害とアーツ」
- ・当社千葉工場で毎年開催する創業祭において、チャリティーフリーマーケットを実施
更に東日本大震災の被災地復興支援として地元産果物、名産品を販売。
- ・当社お取引先様との新年会会場においてチャリティーオークションを実施。
- ・社内において、ペットボトルキャップ、使用済み切手、テレカ等を収集

以上において、協力、協賛または活動の売上金の寄付等を行っております。

全肢連とのこれまでの歩み (1999年～)



◆協和との歴史

1993年

この頃より年に数件「とにかく軽いランドセルを作ってほしい」という要望がある
可能な限り意見調査を行うも明快なご意見の入手が困難。

1999年

行政に問い合わせを行うが、期待する回答は得られず。

医療機関では個人的な範疇には関与しないとの回答。ある機関からは「どうしてランドセルメーカーがそんな事をしているのか」と逆に質問される事もしばしば。

そんな暗中模索の中、解決の糸口を見つける。

《全肢連との出会い》

全国肢体不自由児者父母の会連合会で当時事務局長をされていた上野さんと出会う。

障がいを持つ児童の数、障害の傾向、就学先などについて情報をいただき、重度の障害を持つ男児、肢体不自由の女児を紹介いただく。

それぞれに使いやすいランドセルの試作にとりかかる。

2000年11月

全肢連、モニターの方2名の協力をいただき「ふわりい障害児用オーダーメイドUランドセル」が誕生。

初年度200個、次年度250個の注文を受ける

全4型、全6色、完全オーダーメイドで製作

2002年

「ふわりい障害児用オーダーメイドUランドセル」が全肢連の推奨をいただく

2004年10月

「ふわりい障害児用オーダーメイドUランドセル」が公益財団法人日本デザイン振興会主催

グッドデザイン賞を受賞

以降、毎年全国からご注文をいただき、「ふわりい障害児用オーダーメイドUランドセル」は、今年で20年を迎えます。

会社名 : 株式会社 協和
代表取締役社長 : 若松秀夫
本社所在 : 〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-10-16
電話番号 : 03-3866-7511 (代表)
FAX番号 : 03-3866-8935
当社の公式サイト : <http://www.kyowa-bag.co.jp/> (株式会社 協和日本ホールディングス)
<https://fuwarii.com/> (ふわりいランドセル)
<http://www.hideo-wakamatsu.com> (HIEO WAKAMATSU)
e-mailアドレス : info@kyowa-bag.co.jp
担当 : 社長室 皆川京子
TEL : 03-3866-7478 (直)

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会

2020.6.15

名称 / 代表者	連絡先	事務局開局時間 / E-mail
一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会 会長 清水 誠一	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-36-7 アルテール池袋709 TEL: 03-3971-3666 / FAX: 03-3971-6079	9:00~17:00 (月~金) web-info@zenshiren.or.jp
公益財団法人 北海道肢体不自由児者福祉連合協会 会長 清水 誠一 事務局長 吉澤 季孝	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センタービル4F TEL: 011-241-8391 / FAX: 011-251-5027	9:00~17:00 / 月~金 (週5) doshirenkyo@h-doshikyok.jp
青森県肢体不自由児・者父母の会連合会 副会長 川村 敬造	〒030-0944 青森県青森市筒井字ハツ橋1260 川村様方 TEL/FAX: 018-864-2784	
秋田県肢体不自由児者父母連合協会 会長 秋元 栄一 事務局長 渡邊 啓宇	〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉 会館内 TEL: 018-864-2784 (不在時は事務局長の携 帯に転送されます) / FAX: 018-828-0827	10:00~12:00 / 火・金 k-watanabe@kusakai.co.jp
岩手県肢体不自由児・者父母の会 会長 工藤 真弓 事務局長 今野 紀子	〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ1-6-2 好望・怨内 TEL: 019-647-8941 / FAX: 019-656-1084	不定 kobojo02@polka.ocn.ne.jp
山形県・県肢体不自由児者父母の会 会長 椿原 和子 事務局 伊藤 優子	〒999-3121 山形県上市市東町3-30 こ・こあハウス気付 TEL/FAX: 023-666-8616 (伊藤優子宅)	不定 ycomasashun622@yahoo.co.jp
宮城県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 永井 一男 事務局 下山 恵子	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県障害者福祉センター内 TEL: 022-293-2902 / FAX: 022-293-2905 (下山)	9:00~17:00 / 木曜 (週1) miyagikensiren@gmail.com
(一社) 福島県手をつなぐ親の会連合会 会長 七宮 弘 事務局 丹治 洋子	〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 (福島県総合社会 福祉センター内) TEL/FAX: 024-522-7228	9:00~17:00 / 月~金 (週5) fukushimakenrengokai@rose.plala.or.jp
栃木県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 山崎 富子 事務局 武藤 由美	〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 TEL/FAX: 028-621-3031	9:00~16:00 / 月・水・金 (週3) tochishikyoku@iaa.itkeeper.ne.jp
茨城県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 御代川 栄子 事務局長 村田 裕二	〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉 会館内 TEL: 029-243-3838 / FAX: 029-243-3854	9:00~17:00 / 月~金 (週5) iba-ikufubo@bz03.plala.or.jp
群馬県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 雨谷 綾子 事務局長 斎藤 寛	〒370-3571 群馬県前橋市池端町149 TEL/FAX: 027-251-9323	不定 なし
埼玉県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 小泉 俊男 事務連絡者 倉上 征四郎	〒366-0015 深谷市蓮沼705-2 倉上様方 TEL: 048-571-6565	不定 なし
千葉県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 西脇 理知子 事務局長 中臺 あしこ	〒273-0866 千葉県船橋市夏見台4-27-20 わかば会館内 TEL/FAX: 047-422-0890	10:30~14:30 / 火・金 (週2) ashiko26hs@yahoo.co.jp
一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会 会長 河井 文 事務局長 上野 賢	〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12 (上野) TEL: 03-5956-3335 / FAX: 03-5956-3336	9:00~17:00 / 月~金 (週5) toushiren@toushiren.or.jp
神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 光延 貞真 事務局長 高野 幸子	〒252-0814 藤沢市天神町3-8-7-104 光延卓真 (通知文のみ、また急ぎの場合) TEL: 0466-83-4557 / FAX: 0466-83-4557 (光延宅)	10:00~16:30 / 月・火・木・金 (週4) nyrhp108@ybb.ne.jp
山梨県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 旭 喜彦 事務局長 河田 あけみ	〒400-0041 山梨県甲府市上石田4-8-34 アミニティ甲府ビル POCCOかみいしだ内 TEL: 055-287-8310 / FAX: 055-287-8148 / 携帯: 090-2644-7578 (旭)	9:30~18:00 / 月~金 (週5) asahi@pocco.jp
長野県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 浅井 茂 事務局長 上野 智恵子	〒380-0928 長野県長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総 合センター内 TEL: 026-224-2827 / FAX: 026-217-2175	9:00~14:00 / 月・水・金 (週3) naganokennsirenn@yahoo.co.jp
新潟県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 寺山 仁一 事務局 五十嵐 聡美	〒950-0121 新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内 TEL/FAX: 025-381-1519	10:00~15:00 / 火~金 (週4) niigatakenshiren@rainbow.plala.or.jp
富山県肢体不自由児者父母の会連合会 会長代行 磯好 満	〒939-2376 富山県富山市八尾町福島625-1 (会長代行自宅) TEL/FAX: 076-454-6675	10:00~16:00 / 火~金 (週4) なし
石川県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 松田 郁夫 事務局長 高田 茂	〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内 TEL/FAX: 076-224-6126	9:00~17:00 / 月~金 (週5) ishikawakenshiren@movie.ocn.ne.jp
福井県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 小森 宗治 事務局 山田 須美恵	〒918-8018 福井県福井市大島町戊亥402-21 (山田様方) TEL/FAX: 0776-36-6829	9:00~17:00 / 月~金 (週5) なし
岐阜県肢体不自由児者障害児者父母の会連合会 会長 日比 奈緒美 事務局 日比 奈緒美	〒503-0971 岐阜県大垣市南一色町683-45 日比様方 TEL/FAX: 0584-75-1277	不定 なし
一般社団法人 静岡県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 大石 辰夫 事務局長 小林 妙子	〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館シズウェル3F TEL: 054-266-3465 / FAX: 054-266-3466	10:00~16:00 / 月~金 (週5) shizu.kenshiren@cy.tnc.ne.jp
愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会 会長 荻野 義昭 事務局 加藤 歩	〒444-0944 愛知県岡崎市北本郷町神明25 (会長自宅) TEL: 0564-31-6096 / FAX: 0564-32-0487	不定 czfl2356@sf.commufa.jp
三重県肢体不自由児(者)父母の会連合会 会長 鈴木 鏡平	〒510-8036 三重県四日市市南垂坂町810-47 (会長宅) TEL/FAX: 059-333-0005	不定 johei-s328@qc.commufa.jp

名称 / 代表者	連絡先	事務局開局時間 / E-meil
滋賀県障害児者と父母の会連合会 代表 植松 潤治 副代表 山里 純利	〒524-0022 滋賀県守山市守山町168-1 湖南ホームタウン内 TEL: 077-583-6395 / FAX: 077-514-1702	10:00~17:00 / 月~金 (週5) ogawa@open-mind.jp
公益社団法人 京都市身体障害児者父母の会連合会 会長 岡 千栄子 事務局 久門 誠	〒615-0882 京都府京都市右京区西京極葛野町2 TEL: 075-321-6902 / FAX: 075-321-6903	9:00~17:00 / 月~金 (週5) hisakado@mineo.jp
奈良県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 前田 妙子 事務局 阿部 直子	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内 TEL: 0744-29-0140 / FAX: 0744-21-6112	9:00~17:00 / 月~金 (週5) honbu@narakenshiren.gr.jp
大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 会長 松並 利行 事務局 橋本 佳子	〒540-0006 大阪府大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂5F 大肢協内 TEL: 06-6940-4181 / FAX: 06-6943-4661	9:00~17:30 / 月~金 (週5) ren@daishikyo.or.jp
和歌山県障害児者父母の会連合会 会長 岩橋 秀樹 事務局 川端 章広	〒640-8324 和歌山県和歌山市吹屋5-49-3 (社福)つわぶき会法人本部 (川端) TEL: 073-431-7000 / FAX: 073-488-6662	8:45~17:00 / 月~金 (週5) htuwa294@tuwabuki.jp
兵庫県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 濱 利男 事務局 吉田 知英	〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木 ビル2F (公財)ひょうご子どもと家庭福祉財団内 TEL/FAX: 078-362-2025	10:00~18:00 / 月~金 (週5) yosd-tom-hyogo@bca.bai.ne.jp
鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 浜崎 晋一 事務局 宮崎 明美	〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内 TEL: 0857-59-6344 / FAX: 0857-59-6340	8:30~17:15 / 月~金 (週5) miyazaki@tottori-wel.or.jp
岡山県肢体不自由児者福祉協会 会長 宮本 敏行 事務局 倉持 郁夫	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 県総合福祉・ ボランティア・NPO会館 (きらめきプラザ) 1F TEL/FAX: 086-222-9018	9:30~16:30 / 水・木 okasifuku@kirameki-plz.com
島根県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 今岡 裕統 事務局 代行 足立 裕	〒690-0046 島根県松江市乃木福富町735-107 けんしれん事務局 (事業部) TEL: 090-3173-9236	不定 wako@hyper.ocn.ne.jp
広島県心身障害児者父母の会連合会 会長 米田 操 事務局 井上 容子	〒730-0051 広島市中区大手町5-18-7-201 (事務局) TEL/FAX: 082-282-8378	不定 m.yoko@do3.enjoy.ne.jp
山口県肢体不自由児 (者) 父母の会連合会 会長 福田 修三 事務局 佐藤 和代	〒753-0072 山口県山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内 TEL: 083-925-2424 / FAX: 083-925-2212	8:30~17:15 / 月~金 (週5) yamashiren@soleil.ocn.ne.jp
香川県肢体不自由児者と父母の会連合会 会長 三谷 美代子 事務局 河野 佐保	〒763-0092 香川県丸亀市川西町南甲167-8 河野内 TEL/FAX: 0877-28-0429	不定 kashiren.1114@mopera.net
徳島県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 圓井 美貴子 事務局 久積 智子	〒773-0031 徳島県小松島市和田島町松田新田305-11 (久積宅) TEL: 088-644-0267 (圓井) / FAX: 0885-37-0525 (久積)	不定 challenge.toku@gmail.com
高知県肢体不自由児者父母の会		
愛媛県肢体不自由児・者父母の会連合会 会長 渡部 坂嘉 事務局 河井 友子	〒790-0063 愛媛県松山市辻町15-21 TEL/FAX: 089-923-4550	10:00~15:00 / 月・水・金 (週3) なし
福岡県肢体不自由児者福祉連合会 会長 中川 雅順 事務局 長野 陽子	〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4F (認定NPO) 障害者より良い暮らしネット内 TEL: 092-741-8271 / FAX: 092-741-8271	9:00~17:00 / 月~金曜 (週5) yoriyoikurasi@gmail.com
佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 福市 繁幸 事務局 横尾・大場	〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2-1-12 <7F> No.156 TEL: 0952-97-5567 / FAX: 0952-97-5568	不定 sagakenshiren@yahoo.co.jp
長崎県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 小濱 規男 事務局 下村 明美	〒858-0912 長崎県佐世保市母ヶ浦町2000-5 TEL/FAX: 0956-55-8922	19:00~21:00 / 月~土 (週6) papamama555nagasaki@yahoo.co.jp
大分県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 濱田 聖美 事務局 秋吉 一恵	〒874-0849 大分県別府市扇山4組 木本ノブ子様方 TEL/FAX: 0977-24-4661	不定 なし
熊本県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 加賀野 幸子 事務担当 河端 尚美	〒861-5271 熊本県熊本市西区中原町370-4 生活介護支援センターあゆみ内 TEL: 096-273-6518 / FAX: 096-273-6519	不定 なし
宮崎県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 金丸 イツ子 事務局 安芸 三重子	〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園1-50 宮崎市身心障害者福祉会館内 TEL/FAX: 0985-27-2867	10:30~16:00 / 月・火・木・金 (週4) なし
鹿児島県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 四蔵 幸夫 事務局 芳村 聖子	〒891-0103 鹿児島県鹿児島市皇徳寺台4-72-13 TEL: 090-6649-7459 / FAX: 099-264-1086	不定 y.shikura@nils.ne.jp
沖縄県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 宮島 京子 事務局 宮城 稲子	〒900-0023 沖縄県那覇市楚辺2丁目24-24 ケイズコート203 TEL: 098-836-2352 / FAX: 098-851-3336	10:00~16:00 / 月・水・金 (週3) info@okishiren.org



オーダーメイドでかなえる、
わたしだけにぴったりのランドセル。



ふわりい 障がい児 用 **オーダーメイド Uランドセル**

3つの基本型に、オプションを組み合わせて

お子様に最適なランドセルを職人が心をこめて手作ります。

2004年度 グッドデザイン賞受賞商品

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会 推奨

基礎3タイプ+細かなオプションで通学や
使い勝手にあわせた機能を細かく選べます。
詳しくはふわりいウェブサイト、または専門
のランドセルアドバイザーにご相談ください。

重量:約800g～ 価格:45,100円(税込)～

HPからシュミレーションやご相談、
直接申し込みもできます。
スマートフォンからでもQRコードも使えます⇒



A 全カブセタイプ

最もスタンダードで扱い
やすい、全カブセタイプ。



B 半カブセタイプ

錠前が前面についているので
開閉しやすい半カブセタイプ。



C よこ型タイプ

車椅子に取付けやすい
よこ型ランドセル。



ふわりい

e-mail: info@fuwarii.com

URL: <https://fuwarii.com>

